臺灣日日新報
日本唯一日刊共二十頁
臺 木々佐 人行設號編
臺北市北門町二丁目四番地
電話臺日新報社 所行設
定價 本一部六錢一週金四十二錢 一月金一圓八十錢 三月金五圓四十錢 半年金十圓 一年金二十圓 廣告料 特別 配當割込 一行五字詰 一回金五十錢 同 貳回 壹割引 百回 金壹圓 五割引 千回 金四十圓 但し臺灣內地朝鮮滿洲支那關東州 各地代理店 一回金壹圓 五割引 千回 金四十圓 但し臺灣內地朝鮮滿洲支那關東州 各地代理店 一回金壹圓 五割引 千回 金四十圓 但し臺灣內地朝鮮滿洲支那關東州 各地代理店
昭和十三年一月十三日（日曜日）
（第二號）（原號數）
（昭和十年一月九日第三種郵便物認可）
一萬二千五百九十九號

內閣制度の改革
首相、考慮の旨答ふ
◇……衆議院豫算總會

【東京二十九日發同盟】二十九日の衆議院豫算總會は午前十時五十二分開會、淺沼文次郎氏（民政）質問に入り

淺沼文次郎氏（民政）一、國際收支に關する對策について 二、國民の負擔について 三、國防の負擔について 四、財界の安定について 五、國防國家の體制について 六、國民精神の振興について 七、教育の改善について 八、農村の更生について 九、中小商工業の振興について 十、貿易の振興について 十一、日本精神の發揚について 十二、國防獻金について 十三、內閣制度について 十四、其の他

木戸厚生相 軍事扶助事業費に關しては豫算を提出するに當つて考慮を拂つたが、尙ほ今後とも出來るだけ努力する

吉野商相 方面委員の例に倣つて中小商工業關係者の選擧權について考慮してはどうかとの點は、研究の問題として考へる

松村光三氏（政友）財政、經濟兩面の關係から增稅の必要であるが從來の增稅は主として資本家階級に負擔を强ひて來たが、今後は國民全體に負擔を求めるの方針を採るべきではないか

松村氏 今日の重大時局に於いて經濟運用の中樞を握る者は、世上よく言ふ如き消極的な人物ではいけないと思ふが、大藏大臣の所信如何

近衛首相 今日の重大時局に於いて經濟運用の中樞を握る者は、世上よく言ふ如き消極的な人物ではいけないと思ふが、大藏大臣の所信如何

松村氏 今日より復興計畫、都市經濟の調整に關する

吉野商相 外國からは色々の事を言つて來るが所もあるが外國の言ふ通りにしてゐる所もあるが外國の言ふ通りにしてゐるが、こゝがその儘我國にも當て嵌まるとは限らないから我々は我々獨自の考へでやつてゐるのである、從つて我國獨自の考へでやつてゐるのである、從つて我國獨自の考へでやつてゐるのである、從つて我國

今期製糖期
社會巡り (10)

今期の產糖高は結局一千六百萬擔か
臺東糖の將來は多望

◇增設　を行ふことに決し今度此の際製糖設備の擴充を行ふことに決した、即ち從來の能力は一日千五百噸であつたが、之れを二千噸に擴張する豫定で、之が為め同社の所有する土地を總て其の手中に收めると共に臺東郡下の農民に有望なる甘蔗の栽培を奬勵して原料甘蔗の增殖を圖ることとなり此の社長の大英断に甘蔗其他を小作せしむると共に一部に自作を行ふ樣指導すると共に小作料の徵收に關しても一層適正なる樣改善して農民の福利增進を圖ることとなつた、何れにせよ臺東製糖は近く大擴張されるものと見られてゐる

丸糖蓬萊保合

【神戸二十九日發本社特電】砂糖相場は昨今の如く商況閑散なるに拘らず、現物の品薄より一般に堅調を持續し、殊に二月限は昨今の如く商況閑散なるに拘らず、現物の品薄より一般に堅調を持續し、殊に二月限は

政府買上は滿額

茶期入荷に依れば政府の買上數量は內地米七十八萬石、臺灣米二十萬石、合計米二百萬石で

臺灣米買上げ好成績
五萬二千餘袋
價格は十一圓十七、八錢どころ
農林省臺北事務所發表

農林省臺北事務所に於ては昨年十一月以來臺灣米の內地移出に關し、其の檢查を行ひ來つたが、其の檢查成績は左の如く好成績を收めてゐる

◇檢查數量　昨年十一月以來檢查を行ひたる數量は左の如し

	袋數	石數
昭和十二年一期檢查	四二、一五二	六三二、二八〇
同　二期檢查	五二、五四二	七八一、一三〇
計	九五、六九四	一、四四四、一四〇

◇檢查成績　檢查の結果は左の如し

	袋數	百分比
一等	四二、一五二	四四・一
二等	五二、五四二	五四・九
三等	九五、六九四	一〇〇・〇

◇檢查の概況　檢查の概況は左の如し

一、昭和十二年一期檢查米

檢查の結果は內地、臺灣の官民一致を見ないが臺灣產業の根本問題として昨秋來、十二年一期檢查米に對する臺灣產糖檢查（砂糖檢查）料金の徵收を行ふ事となつたが、之れに對し本島の砂糖關係者、時米の肥料を含む強力なる反對運動は實に大なるものがあつた、之れ等の反對運動は單なる輸移入團組織か統制會社或はプールに據らぬ模樣

農務、商工の打合會　意見一致に至らず

臺灣瓦斯の總會終る　年八分配當可決

臺灣鐵工總會　年八分配當可決　取締役に糸井氏

臺灣米買上げ好成績　五萬二千餘袋　價格は十一圓十七、八錢どころ　農林省臺北事務所發表

府の硫安臨時統制策　單なる輸移入團組織か　統制會社或はプールに據らぬ模樣

農務、商工の打合會　意見一致に至らず

硫安增產計畫近く具體化せん　政府案出來次第今議會に提出

十二米穀年度の內地移出見込　四百七十四萬石か

平穩終了の商銀總會　中辻、藤田、林取締役重任

臺灣米買上げ好成績　五萬二千餘袋　價格は十一圓十七、八錢どころ　農林省臺北事務所發表

府の硫安臨時統制策　單なる輸移入團組織か　統制會社或はプールに據らぬ模樣

農務、商工の打合會　意見一致に至らず

硫安增產計畫近く具體化せん　政府案出來次第今議會に提出

十二米穀年度の內地移出見込　四百七十四萬石か

平穩終了の商銀總會　中辻、藤田、林取締役重任

臺灣瓦斯の總會終る　年八分配當可決

臺灣鐵工總會　年八分配當可決　取締役に糸井氏

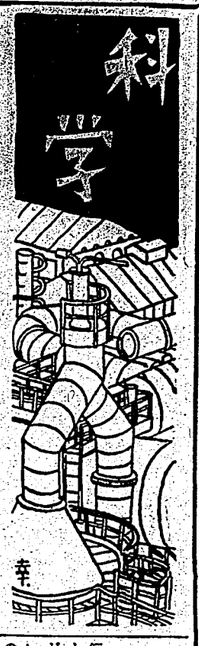

學曆の味趣

本朝新曆の發祥は遠く貞享年間に遡る

安井春海は天文學の功勞者

學問が進歩して來た、昨今はこの學者に、曆の發祥について知つて置くことも必要であらう、そこで曆と天文學との關係、曆の起源、曆の變遷、曆の種類、曆の利用法等について、數回に亘つて解説することにした

×

曆の起源は、天文學の發達と共に古いもので、我國に於ても、古くから曆の制定には、天文學者が當つてゐた、我國の天文學の研究は、支那から傳つたもので、支那の天文學の發達は、我國よりも古く、既に紀元前二千七百年頃には、天文學の研究が行はれてゐた、我國の天文學の研究は、歴史的に見ると、推古天皇の十年、百濟の僧觀勒が來朝して、天文地理の書を獻じ、且つ曆法を傳へたのが、我國に於ける天文學の始まりである、觀勒は、天文學の研究の爲め、學生を選んで、これを師事せしめたと傳へられてゐる

×

我國の天文學の發達

舞姫（承前）

川口松太郎作　志村立美畫

善後策（四）

事件が纏つてからお綱は泣いてばかりゐた。新聞社へも出かけないし、出たところで、暴くには暴けないのが胸つてゐるから、ポロの出ない内に、早く取りに来給へだつた。兄は男振りと云ふのが、落ちに風呂は他人に出る氣にはならぬ。夫婦になれるものなら、たゞもう兄に、自分の口から、人に頼まをさせて聞れたかつたが、今更、お綱にさゝやかうつけさせると云ふのが、もう出來ない相談だ。

「可成へでも、あなたは暫手な所へ行つてしまつて下さい、あたしがゐなくなつてしまへば、何を云つたつて仕方がないんですからあきらめやしないけれど、どうにかなつて行くでせう、あなたが、目先にちら〳〵してゐる間は、あきらめようと云はれたつて、あきらめられるものぢやありません」

そう云つてお綱は泣いてゐる。

無理もない迄方であつた。

「さう云はれたつて、御覧事な所へ行つてしまはれるものか、お前一人捨切つては何処へも行かれやしないと」

「叱言です、あんたは私に聞れる心持を固めてゐるんだから、何を云つたつて、どんな事は知つてゐます」

「心持が固つてゐればとうにお前から聞れて行つてゐる、固つてゐないから、聞つてゐるんぢやないか」

「その逃び方が賢に入らないです、今更にたつて何を逃つていらつしやるのか、どう逃つてお出でなさるのか、逃ぶにも逃ばないにも……赤ん坊まで出來てあなたに逃ばれて、私はどうなると思ふんです、逃ぶのはこんな俗になる迄の間です、身を任せてしまつた後になつて、男に逃ばれたら女はどうなるんです、どうなつて行くと思つてるんです」

「怒るなよ、相談してゐるんぢやないか、お前が怒ると話はし難くなる」

「怒られずにゐられますか、今更云つたつて通りつきやしないけれど、私は全て捨んだ事をしてしまつた、女は殺後まで男に身を任せるる、身を任せたら女が綱くなる——何かの時にはう書いてあつたけれど、本當にその通り、あなたの口車に乗つてこんな體になつてしまつたのが運命だつたんだ」

「ぢは決して今前を口車に乗せて

はゐない、結婚をうつもりでゐた事が結婚をしてくれなければ、何にもなりません、口約束だけでは從に立たないんです」

「結婚をすると云ふ事が目的なのか、それとも、一生結婚と今まで通りの生活をつゞけて行く事が出來れば好いのか、そこんところは眞島のお母時の間にか、邪利な事情に囲いてゐるのだつた。

どうなんだ」

「今まで通りと云へば、結婚して下さる事と同じやりませんか」

「少し違ふだらう、結婚の形式を踏まなくとも、愛情だけでつながつて、今のまゝの生活をつゞけると云ふ事と……」

「それぢや結婚の形式を踏まなくとも、愛情だけでつながつて、今のまゝの生活をつゞけると云ふ事と……」

同のタを倍して下され度ねく〳〵の御厚情に感謝の意葉もない。歴隔不便の地にあつて文化施設に恵まれぬ新興都市及其の系統等はラヂオを取巻いて個同情に感化しつつ皆様方から贈られる電波に胸を踊らせつつ拝聴することと思ふ、現地新興都に代つて一言御挨拶を申上る次第である

二、「國境警備の體制」（二回目）

平七逝　高　彼　得

本部長は大正八年朝鮮總督府鉄道拝命以來今日迄實に十九年の久しきに亙り常に國境第一線の警備に従事し其間屢々匪賊討伐に参加し、殊に大正十四年には鮮匪越境を機し交戦の際の首脳と猛烈なる指揮の下之を捕殺したる功労に依り勲六等功五等を附與せられ其後も匪々討伐に参加、其間匪賊殿後なる警内に鉄道の破壊を受ける等内鮮一體の実を挙げたる點大、同氏の體験談により警備員の苦心の一端をうかがひ得よう

三、スケツプ

「新興鮮鉄沿線の一日（鉱地線若）」

以上の放送によつてうかがひ得たであらう、警備機関員が昼夜を問はず如何に緊張の内に警備の任を果しつゝあるかを上流社会所に縁遠いものの一日の生活の記録である

▲京城より

四、俚謡（筝曲）

吳　英　心

二味線　勝　路

「鶏鳴小唄」、「白頭山節」

（東京より（十七五〇）

二、「講談」

加藤敬三郎

加藤氏は前朝鮮総督府鉄道局長で現在貴族院議員

昨今の時局柴下二十世の國防論に於て警備員諸氏が如何に少数の人員でもつて警備の重任に當られてゐるかを述べ、更に朝鮮が我國の大陸経綸の基地として及び國防的近代警備的施設上から國防警備に重大な注意を加へたことに言及して世人の注意を喚起したいと思ふ

三、「講談」（前回の續き）

勝　太　郎

「敵討連理の梅」

四、浪花節

勝　太　郎

「淀川情話」

伴奏　東京放送管弦楽団

三味線　朋　子

昨今の時局柴下二十世の國防論に於て警備員諸氏が如何に少数の人員でもつて警備の重任に當られてゐるかを述べ、更に朝鮮が我國の大陸経綸の基地として及び國防的近代警備的施設上から國防警備に重大な注意を加へたことに言及して世人の注意を喚起したいと思ふ

三、「講談」（前回の續き）

勝　太　郎

「敵討連理の梅」

四、浪花節

勝　太　郎

「淀川情話」

伴奏　東京放送管弦楽団

三味線　朋　子

一、「平山行藏」（「勝山次郎作」）

二、「近江八景めぐり」（「廣重」）

三、「元祖大石内蔵之助」（「大阪朝日」）

四、「浪花節」（「吉良上野介」）

東家樂遊

△本日午後七時より「國境を守る」

五、「歌の慰問袋」

市　三　き　み　栄

大阪放送合唱團

管絃伴奏

（一）「防人のうた」

（二）「兵隊さんよさようなら」

（三）「都々逸」

（四）「国境の小唄」

（五）「國境の友へ」

一・〇〇　平壌から

鴨緑江風景

小野田アナウンサー

河野アナウンサー

態寒着氏等二十餘氏、朝鮮北端の我國境線を流れる鴨緑江にマイクを進めその後上より又國水上より態寒の鴨緑江風景を放く全國に態況を通じて放送する事となつた

グライダー

滑空實況

一・二〇　臺北飛行場より

（野原一等操縦士

消水一級飛行士

セコンダソ

小田一級飛行士

いづれも〳〵多大の御同情と御協力を賜り感謝に堪へません。（御照天の関合は三十一日午後三時頃より）

【九・〇〇】交響樂（ベートーベン作曲）

【九・二〇】交響詩「ドン・キホーテ」（リヒアルト・シュトラウス作曲）

【九・四〇】ピアノ獨奏（ショパン作曲）

【九・五〇】ヴァイオリン獨奏（ヴィニアフスキー作曲）

【一〇・〇〇】日獨親善大音樂會（東京放送合唱團、日獨親善大音樂會管絃樂團、日獨親善大音樂會吹奏樂團）

【一〇・四〇】講演（名古屋）

生活に就て

【一一・一〇】海外放送（東京）

【一二・二〇】臨時官報ニュース

【九・〇〇】交響樂（ベートーベン作曲）

【九・二〇】交響詩「ドン・キホーテ」（リヒアルト・シュトラウス作曲）

【九・四〇】ピアノ獨奏（ショパン作曲）

【九・五〇】ヴァイオリン獨奏（ヴィニアフスキー作曲）

【一〇・〇〇】日獨親善大音樂會（東京放送合唱團、日獨親善大音樂會管絃樂團、日獨親善大音樂會吹奏樂團）

【一〇・四〇】講演（名古屋）

生活に就て

【一一・一〇】海外放送（東京）

【一二・二〇】臨時官報ニュース

【九・〇〇】交響樂（ベートーベン作曲）

【九・二〇】交響詩「ドン・キホーテ」（リヒアルト・シュトラウス作曲）

【九・四〇】ピアノ獨奏（ショパン作曲）

【九・五〇】ヴァイオリン獨奏（ヴィニアフスキー作曲）

【一〇・〇〇】日獨親善大音樂會（東京放送合唱團、日獨親善大音樂會管絃樂團、日獨親善大音樂會吹奏樂團）

【一〇・四〇】講演（名古屋）

生活に就て

【一一・一〇】海外放送（東京）

【一二・二〇】臨時官報ニュース

朝

【七・二〇】按摩（ラヂオ體操）今週の指導　藤北高等師範學校教授）高英レコード）管絃樂　一、序曲、二、組曲（ヘンデル作曲　ストコフスキー作曲）　三、ヴァイオリン獨奏（ハルヴォイング作曲）　ドレスデン國立歌劇場管絃樂團

【八・〇〇】ニュース（桑北）

【八・〇五】國民保健体操（カレンダー父藤北大學教授指導）　管絃樂

【八・二〇】全國放送（東京）

晝

【一二・五〇】正午の時報（東京中央放送局）　ニュース、公示催告（非訟事件）　局報（各局）午後の放送番組紹介（各局）

【〇・五〇】報道速報

【〇・五〇】報道速報

【一・一〇】グライダー滑空實況

【一・二〇】ニュース（桑北）

【二・一〇】國際放送ニュース

【二・二〇】ニュース（桑北）

【五・二〇】ニュース（桑北）

夜

【六・二〇】夕方の音樂（レコード桑北）　ヴァイオリンと管絃樂　一、夜曲、第二番、ト長調（ヴァルト作曲）　ヴァイオリン及びピアノ　二、間奏曲（ヴァイオリン及びピアノ）

【七・〇〇】子供の時間（桑北）　JFAK放送開始（JFAK子供係放送

【七・一〇】ニュース（桑北）

◇放送番組解説の夕◇

【七・二〇】（放送開始中安北道知事より中継）（放送開始中安北道知事より中継）　挨拶：中安北道知事　二、國境警備の體制：三、スケツプ「警備員の一日」（朝鮮鉄道局）　四、講演（京城）　五、「國境山脈」（吳英心）　六、「國境山脈」（吳英心）　二、「國境警備の體制」（朝鮮鉄道局）　三、「國境警備の體制」（朝鮮鉄道局）　四、「國境警備の體制」（朝鮮鉄道局）　五、「國境警備の體制」（朝鮮鉄道局）

【七・三〇】時局講演（東京）

【八・三〇】講演（東京）

【九・三〇】時報（東京）

【九・三〇】講演（東京）

【一〇・〇〇】國際放送ニュース（以下定時放送）

國境警備の夕

慰問

感謝をこめて　七・三〇から

夏は氷さへ、ある百餘度の炎天下冬は寒風吹き荒ぶ四辺の万象凍く様な寒風の中、幾度の酷寒、四季を通じて御苦労たる國境守に対する感謝慰問の夕方は現像に傳うあるものがある。殊に國境初に主つて戦線以外の地域全部が一面に氷結する厳冬に在つて銃と剣一筋に國境をたらつてゐる國境守備隊員の本部であらうが、非の尊き使命には感謝せねばならぬ！

▲新義州平安北道廳より中継

一、挨拶

知事安北道　美座流石

二、「國境警備について」（平安北道警察部長）　三、「國境警備について」（平安北道警察部長）　四、「國境警備について」（平安北道警察部長）　五、「國境警備について」（平安北道警察部長）　六、「國境警備について」（平安北道警察部長）　七、「國境警備について」（平安北道警察部長）　八、「國境警備について」（平安北道警察部長）　九、「國境警備について」（平安北道警察部長）　十、「國境警備について」（平安北道警察部長）

受験必携

頭腦の疲労に復快

ノーシン

英・國・地・歴・漢・數……の勉強に！

頭腦が疲れてゐては大切な勉強も進まず、出るものは欠伸ばかり！

重い頭へ無理に詰め込めば、頭が痛む、ボンヤリすると云ふ時に忘れてならぬノーシンです！

ノーシンの優れた点は……

唯だ頭の痛みを速かに止めるだけでなく、同時に頭腦の疲れをグット恢復して、明瞭とした頭をハツキリさせる獨特の薬効を併せ持つてゐることです。而も常用すれば神経の衰弱をよくし、心臓を強壮する醗れた効果がありますから日日頭腦を酷使する現代人の必需薬として好評です。

主効

頭腦疲労・頭内壓亢進・頭痛・精神衰弱・頭重・のぼせ・めまひ・船車の酔

【錠剤と粉末】三十錢・五十錢・一円・二円

★全國の藥店にあり

全國藥業組合聯合會推奨

亜東元　荒川長太郎合名會社

水顔美人

水顔美色肌

や色の白くない方に一等の水白粉！

▲特別の化粧力

この水白粉は優秀な美容成分と微妙な脱色の作用で、色の白くない方やアブラ肌の方にも、不思議にキメから白いやうなスッキリしたお化粧が出來るので大評判！

水顔美ひきに

吹出物にゼヒこの藥

ニキビ吹出物に非常によく効くので大評判の藥です。ニキビ、吹出物の方に、ゼヒ御勧めしたい藥！

美容藥としても

入浴後や洗面後等にお用ひになれば實に愛快で、ニキビ吹出物を防ぎ、お顔がとても美しくなります。

蚤蚊南京虫等の害虫でカユい時

蚤、蚊、南京虫、家ダニ其他害虫でカユい時にお用ひになりましても大へんよろしいので、この藥を御家族に一瓶お備へになればとても重寶です。

N

ふ疲の良薬

尾澤　水治全

●たむし　●水ぴしし　●いんきん　●しらくも　●はたけ　●其他ヒフ病一切

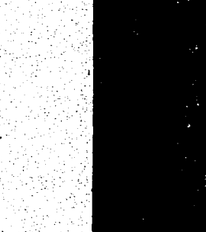

蚤の跡にと　絵本はあれど　何時もやりたや　「蚤取粉の絵本」

名古屋の方の書話による

臺灣六法　定價　四円也　送料　八錢

通信教授　バイオリン尺八　ギター　マンドリン　ハーモニカ　二味線、以上各科規則教授致します

福岡市中島武大日本家庭音樂會

一粒ノ榮養

ボクハツブデアル。ツブトイッテモ グリコノツブデアル。

ナポレオンノヤウニ カラダハチヒサイガ ヒトタビオクチニハイレバ ダレニモマケナイ ハツノブキヲモッテヰル。

マヅダイイチノブキハ カキカラトレル グリコーゲンダ。ボクノカゼノナカデハ トンデハネル ダイイチノブキヲモッテヰル。サムサニモ ヒダルサニモ マケナイ ハツノブキヲモッテヰル。

アノゲンキノモトハ グリコーゲンダヨ。

ヂャウブナコドモハ イチバンオヤカウコウナコドモダ。グリコデ モット〳〵ヂャウブニナラウ。オトウサマモ オカアサマモ キットヨロコバレルニチガヒナイ。

●あくびは疲労の警報！すぐにノーシンを●

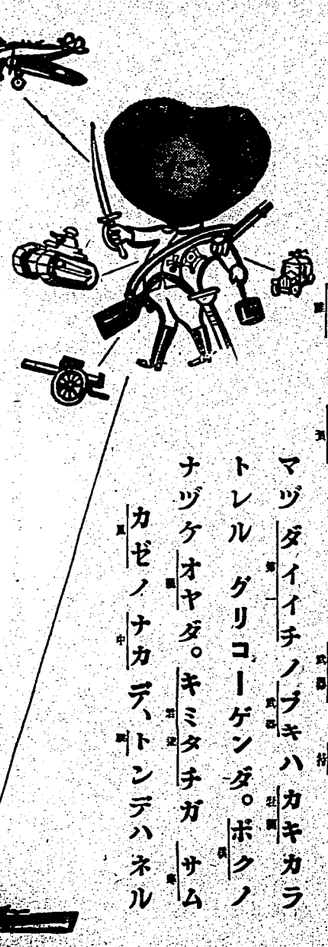

榮養菓子

グリコ

榮養素八種ヲ含ム

江崎グリコ株式會社（阪大・京東）

日立製作所

本店　東京・丸ノ内

所業所

一ノ一通畑佐土區西市阪大
目丁二町神天市岡福
ルビ拓京二通隈山市連大
館倉片二一町市古府城京
目丁二通路小區中市屋古名
四ノ二西條二北市幌札

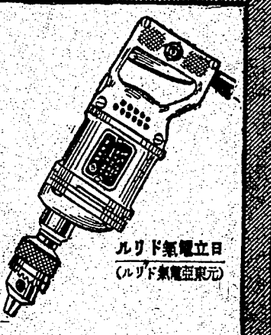

日立電氣扇

日立換氣扇

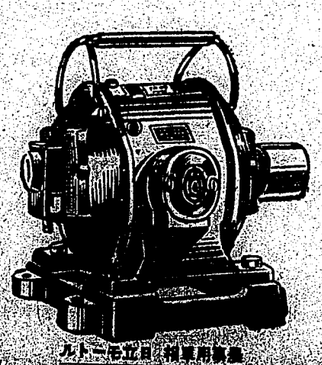

ルトーモ立日　機風扇業用

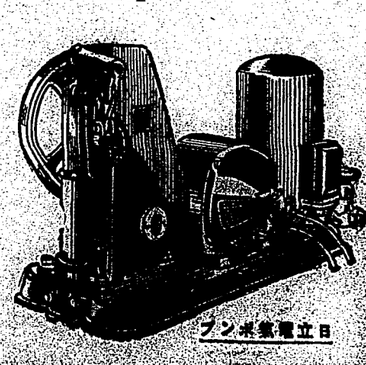

日立電氣ポンプ

永靖の御遺蹟に 錦蛇、七匹で戯る

十五尺餘、三貫目の大物も 見物人が毎日殺到す

【鳳林電話】中部平野に棲く鱗蛇は、鳳林街北方に在る敬北信用組合倉庫の裏手に於て、去る廿六日午後一時頃、同組合の職員が発見、之を捕獲せんと、附近の青年団員等に応援を求めて、之が捕獲に努めたが、何分にも相手は、体長十五尺餘、体重二貫目位の大蛇であるので、容易に捕獲する事が出来ず、漸く午後四時頃に至り、同倉庫の裏手に於て、之を捕獲したが、此の大蛇は、昨年十月頃から、同倉庫の附近に棲息して居たもので、其の間、同倉庫の裏手に飼育してある鶏を、数十羽も喰ひ殺したので、同組合では、之が捕獲に苦心して居たものである

【鳳林電話】中部平野に棲く鱗蛇は、鳳林街北方に在る敬北信用組合倉庫の裏手に於て、去る廿六日午後一時頃、同組合の職員が発見、之を捕獲せんと、附近の青年団員等に応援を求めて、之が捕獲に努めたが、何分にも相手は、体長十五尺餘、体重二貫目位の大蛇であるので、容易に捕獲する事が出来ず、漸く午後四時頃に至り、同倉庫の裏手に於て、之を捕獲したが、此の大蛇は、昨年十月頃から、同倉庫の附近に棲息して居たもので、其の間、同倉庫の裏手に飼育してある鶏を、数十羽も喰ひ殺したので、同組合では、之が捕獲に苦心して居たものである

自轉車盜難が王座

戸締の不完全な家庭も多い

臺南州刑事課調査　防犯要諦

【臺南電話】臺南州警察部刑事課にては、管内に於ける自轉車盜難の防止に関し、調査の結果、盜難の原因は、戸締の不完全なる家庭多きに基因するを以て、之が防止方法として、

一、自轉車には、必ず鍵を施すこと

二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

五十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

六十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

七十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

八十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

九十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百二十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百三十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百四十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百五十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百六十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百七十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百八十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

百九十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百二十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百三十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百四十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百五十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百六十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百七十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百八十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

二百九十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百二十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百三十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百四十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百五十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百六十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百七十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百八十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十一、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十二、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十三、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十四、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十五、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十六、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十七、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十八、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

三百九十九、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施すこと

四百、自轉車を、店頭又は、路上に置く場合には、必ず鍵を施す

文藝

長崎情緒

細田源吉

目ざめた港

「自分は未だ嘗て長崎にかがやく、軟かな美しい朝の音を聞いたことは無い」と、永井荷風氏がかたり出された、私は今、冬の長崎港に來てゐて、同じやうに長崎の古い寺の鐘の音に醒め慣れてゐるが、荷風氏の來られたのは夏の頃であり、この十數の名うての外國人に逢はれたのであつた、木葉一つそよとも動かぬ夜更時に、御船は丸山の沈くの大徳寺の波止場へ、ふと暮れ行く港を横下してゐると、どこからともなく、二三の寺から響いて來る鐘の音に、思はず耳傾けずにゐられなかつた、あちこちの鐘と鐘の餘韻が入り乱れ、いつはかなく海は靜かに入れてうつくしい、「夏ばかりでなく、冬の長崎に來て、荷風氏は何時にこの鐘を聽かれたか、私は今詳しく知ることが出來ない、然し荷風氏が何年前にこの鐘聲を聞かれたにしても、おそらくこのやうな人の心の奥深く、海はひゞき入れてゐたのだらう、然し、荷風氏は只徒らに感傷してゐたわけでなく、むしろこの長崎の古い市民の、祖先以來の自事を聽みつゝ、國際都市に醉ふ多彩の記録をいゝ感銘を以つてはゐなかつた、それにしても、長崎とは餘りに過去の名であり過ぎてあつた

その長崎が、今や世界目をさましたやうに、重い／過去の古鏡にも似た夜霧の中から、手を動かし目を開けかけてゐるのだ、支那事變は一面飛びに長崎を古い殻の中から揺ぶり起し、上海からの、又古典長崎市の隣町、島原、雲仙、女郎蜘蛛の棲息地、天草、明治三十四年迄にカメを捨てゝ暮らす老若男女の家庭に出入して、遊客とされ數多の家庭を出入してゐることは人も知る通りである。

明治二十四、五年當時支那語の教師の教授として活躍されたが、明治三十四年迄にカメを捨てゝ暮らす老若男女の家庭に出入してゐることは人も知る通りである。

明治二十四、五年當時支那語の教師の教授として活躍されたが、明治三十四年迄にカメを捨てゝ暮らす老若男女の家庭に出入してゐることは人も知る通りである。

熊岡美彦畫

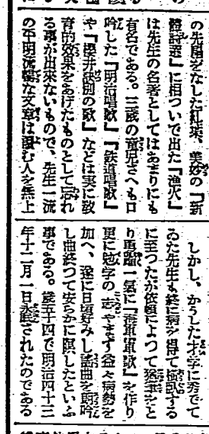

名軍歌の作者

大和田建樹先生に就て

加藤一生

死後どんな人々でもロすさまぬ者はないあの「天に代りて不義を討つ、忠勇無双の我兵は……」の軍歌は、全國津々浦々の青少年は勿論、老幼男女の何人にも唱はれてゐる。歌といへば國民同胞にこの歌が流れるといふ程有名で一般化されてゐるがこの名軍歌を作つた人を知つてゐる人はあまりないと申しても過言ではない譯であるが大和田建樹先生がその作者である

×

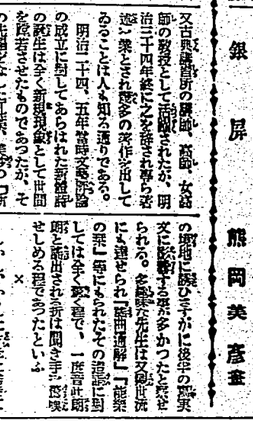

熊岡美彦畫

主席劉湘の怪死に
四川省民に反中央色
蔣介石、宣撫に大童

【上海二十九日發同盟】四川省主席劉湘の滇口に於ける發病を總り他省民は軍閥統治とか破滅とか悲觀的な批判が流布され殊に旧暦元日の最後の根據地と恃む四川省内は流言蜚語乱れ飛び反中央の色彩が濃厚となり來つた程度で總攬統治地方政權の整理を計つた四川省政府部の改組は豫期せざる民衆の反感に觸れ騒擾を來した、この間の消息につき滇口よりの來電に依ると劉湘の急報に從ひ四川省民の人心鎭定を圖るべく不斷の努力が拂はれつゝあつたが、蔣介石總裁の指揮に當

廣西軍を主力とし
李宗仁が總軍指揮
徐州防備作戰決る

【南京二十九日發同盟】徐州方面戰線總指揮だつた馮玉祥は昨日前濱口に赴り各將領を統率して當日に於ける濱口上陸軍參謀の指揮を仰ぎつゝあつたが、蔣介石總裁の指揮に當

く津浦、隴海、京滬を沿線防備作戰は既に決定を見たものの如く徐州方面の戰鬪をもつて第一、第二兩戰區戰鬪とし二十万を同方面に集中せしめてゐる、これが總指揮に

李宗仁を任命し專ら廣西軍を主力とするに決定、同軍の增派第一万は既に去る二十六日徐州線戰鬪に參加すべく北上した

松山庄合併による
警察事務の移管
行々は一署新設か

人員の屬務的な增加を來し更に道路改修の關係等による增員により警察署としては過大の範圍を見て居り、かねて市内に二警察署の聲もあつた折柄、松山庄の合併はこの從來の懸案の解決を促せし

高射砲彈が命中
米砲艦に死傷者
漢口支那軍の狼狽ぶり

【新竹電話】陸軍航空隊本部發表　一、二十四日午後一時半頃より同三時半頃迄の間に於ける我が陸海軍機の漢口攻撃に際し支那軍の發射した高射砲彈が漢口附近揚子江上に碇泊中のアメリカ砲艦パルソン號に命中、負傷者二名を出した、又一發は佛國砲艦ボヤール號に命中し砲手一名死亡し數名負傷した

英靈きのふ歸新
岡本軍曹外五柱

【新竹電話】陸軍航空隊本部發表　公報、去る二十三日の戰鬪に於て名譽の戰死を遂げた左記六柱の英靈は本日午後六時新竹驛着の列車にて歸還した、同日午後七時より新竹驛前廣場に於て盛大なる奉迎會を擧行する筈である

陸軍伍長　岡本軍曹　陸軍伍長　公爵　李侯一　會社、銀行諸團體塔

北支は本島人青年の
素晴しい新舞臺
劉明哲氏の歸來談

【基隆電話】大連經由大連航路船山丸は廿九日午前十時半基隆着、同船には本島人靑年團員百餘名が乘込んでゐたが、その他關州警務課長鄭英彥氏の招聘に應じ滿洲國警察官練習所教官として赴任する劉明哲氏も乘船、來る二月一日附で新京警察廳特務科長に榮轉、後任には警務課長鄭英彥氏が就任する筈である、劉氏は語る

全國各中等學校で
易な支那語を教授
東京その他で先づ時文講習會

【東京二十九日發同盟】去る二十三日の衆議院本會議に於いて本吉兵治氏外四氏の質問に對して中島文相は支那語の必要は認めるが現在の教員では支那時文の講習會を開かしむる程度に止まる旨答弁して支部省の態度を明かにしたが、實際支那局に於いては各地の教育會、學校に於いて漢文出身教員に對して支那時文講習會を開かしむる事になつた

けふのグライダー
自動車曳行の編隊離陸も公開

台北飛行場で決行されるが飛行機としては最初の事であり多數の

共同租界警察署に
手榴彈を投げ込む
上海の爆彈騒ぎ續く

【上海二十八日發同盟】二十八日午後六時半五分頃日佛共同租界西部勞勃萊路四分駐在所に突如二發の手榴彈が投じられ一大音響と共に爆發區内を震撼せしめたが幸い負傷者はなかつた、犯人は逸早く逃走して未だ逮捕に至らない

戰歿勇士告別の
陸相以下の弔電

小林總督の弔辭

荒井樞府副議長
きのふ逝去
鎌倉の別邸に於て

【東京二十九日發同盟】樞密院副議長荒井賢太郎氏は廿九日正午鎌倉の別邸で逝去した、享年七十六氏は前朝鮮士族、明治二十五年帝大法科を卒業、奈良縣知事を振出しに、大藏省主計局長、統監府參與官、同主計局長、統監府農商務大臣等に歷任し貴族院議員に勅選せられ後樞密顧問官に昭和十一年二月樞密院副議長に

歡樂街荒しの
無賴漢捕はる
醉客を襲ひ惡運盡く

日枝丸事件に鑑み
基隆も警戒を開始
水上署が主體となり

【基隆電話】米國に於ける日枝丸襲撃事件に鑑み當地も全市界に異狀なセンセーションを卷き起したが基隆が上海では無い故當地方面の警戒は萬全を期すべく水上署が主體となつて基隆港を中心として

富士のフイルム
用愛産國
募員員寫當懸
(詳細は廣告の社名に)

內臺定期船內で
國語常用を宣傳
廿八日入港の高砂丸から實施

北署管內に福音
公衆相談所開設
きのふ落成式を行ふ

果して曲者
連行中南署前で
逃出すを取押ふ

津浦線開通す

寫眞は皇軍の手に依り愈々開通した津浦線

謝罪廣告

自分儀過般來貴會社登錄ニ係ル冨士自轉車ノ商標ヲ僞造販賣シ以而貴社ニ對シ多大ノ御迷惑相掛ケ申譯無之候既ニ刑事訴追ヲ可受ノ處今回限リ御寬大ナル御處置ニ預リ圓滿解結被成下難有存候爾後再ビ斯ル不法行爲致ス間敷茲ニ謹而謝罪仕候

昭和十二年十二月二日
大阪市住吉區出戸町二一
前田マーク製作所
前田晴市

株式會社日米商店殿

軍人會に竹腰の國防服

ピストン堀口恒男
拳闘大試合

他帝都有名選手多數出場
絕對一日限リ（會員ニ限リ各一回ニ付入場券一枚）
一月一日開催の豫定の處、準備の都合に依り
二月一日に變更致しました……
二日（午後六時より）於市公會堂

御會葬御禮
井尻薫

父璧玉儀豫テ病氣療養中ノ處本月二十九日享年五十七歳ヲ以テ永眠致シ候間此段御通知申上候

昭和十二年一月二十九日
追而葬儀ハ二月一日午前十時ヨリ自宅ニ於テ執行致シ候間此段申添候

明るい名刺
精美堂

一ユーヌース映畫會急告一
大朝每日讀賣三社ユニュース
今週ハ本明日日ハ面白いモテ彩色漫畫公會堂ニ於テ開催
主催　臺北支那事變寫眞報國會

けふの氣天

△北地方　北西の風　曇後晴後雨
△北部地方　北西の風　曇後晴後雨
△昨日の最高　攝氏二五・九度
最低　一五・一度
（午後二時）
（午前八時）
（臺北觀測所發表）

けふの催し

三十日
△ニュース映畫會　午後一時から同十時まで公會堂
△刀劍武具展　午前九時から午後五時まで本館講堂
△高砂美術展　午前十時から午後五時まで朝日廊

御禮

母許謝氏省儀豫而病氣療養中ノ處養生不相叶一月二十九日午前三時三十分死去致候間此段辱知各位へ謹告仕候

追而來ル二月六日午後四時ヨリ五時迄圓山臨濟寺ニ於テ告別式執行可仕候

尙乍略儀本廣告ヲ以テ御通知ニ代ヘ申候ニ付何卒御諒承願上候

一月三十日
臺北市下奎府町二丁目一六五番地
男　許丙